

少年法改正案について思う

平成一九年四月一九日、「少年法の一部を改正する法律案」が、一部修正の上、与党のみの強行採決により衆議院を通過して参議院に送付され、審議入りされようとしている。しかし、一部修正されたとはいえ、この法案の問題性は、以下のとおり深刻である。

①現行制度では、触法少年（一四歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）に関しては、児童相談所の専門官が福祉的・教育的観点から、事件の内容、背景、家庭環境等の調査権限を持っているが、法案では、これを警察官にも与えようとしている。②現行制度では、少年院に送致できるのは処分時において一四歳（中学二年）以上の少年であるが、法案では、これを「おおむね一二歳」（政府答弁では、これが一二歳なのか、一一歳なのか、一〇歳ならばどうなのか明確ではない）に下げようとしている。③家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年については遵守事項が定められ、現行制度ではそれを守らなかったというだけで、少年院に収容されることはないが、法案では、住居が定まらなかったり、正業に就いていなかったり、素行不良者と交際していたり、保護司の許可を得ないで転居したりした場合は、少年院に収容されることもある。

政府はこの法案の提出理由として、少年犯罪の増加と凶悪化を挙げているが、触法少年について、データは逆の結果を示している。政府は、平成一五年七月に発生した長崎事件や平成一六年六月に発生した佐世保事件のような個別のセンセーショナルな事件を取り上げて、児童や少年の健全育成を目的とした児童福祉法や、少年法の理念を後退させようとしているのに他ならない。

非行に走る少年の大半は、家庭や学校において様々な悩みを抱え、精神的に追い詰められている少年達である。しかも、中学一、二年や小学生に相当する「おおむね一二歳」の子供は精神的にも肉体的にも未成熟であり、被暗示性・迎合性が顕著である。大人でも虚偽の自白をさせられた例は枚挙にいとまがな

いのであるから、このような子供達を警察における密室での孤立無援の状況の下での強圧的・誘導的な取調べの場に置くことになれば、容易に虚偽の自白に至るであろう。むしろ、取調べに弁護士の立会いと録画を認めた上で提案すべき法案である。

また、現行では、一四歳未満の少年について必要な場合は、児童自立支援施設（教護院等）に收容され、暖かい擬似家庭において、いわゆる「育て直し」をされ、効果を挙げているが、政府はこのような施設の人的・物的な充実には冷淡である反面、少年院への送致年齢を下げることには非常に熱心である。低年齢で重大事件を起した少年程、家庭環境に深刻な問題があるなど複雑な生育歴を有することが多い。法案ではこのような少年が、集団的規律の中で規範意識を育てようとする少年院に收容されることもあり、むしろ逆効果となりかねない。

更に、現行制度上、保護観察中の遵守事項違反の少年には、保護観察所長等の呼び出し・質問権限や家庭裁判所による引致状発令、更には、罪を犯すおそれがある段階に至った場合は家庭裁判所に通告して少年院に送致する制度もある。それにも拘らず、遵守事項違反を理由とする少年院送致を認めようと法案は、「脅し」によって遵守事項を守らせようとしているのに他ならない。

最近の国会は与党の強行採決が目立つが、強行採決により我々はどこに導かれ、どこに行き着こうとしているのか、真剣に考えなければならないと思う。

【平成19年5月24日 静岡新聞 朝刊 掲載】